

第3次土浦市ごみ処理基本計画

【概要版】

令和4年3月

土 浦 市

第3次土浦市ごみ処理基本計画について

【計画策定の趣旨】

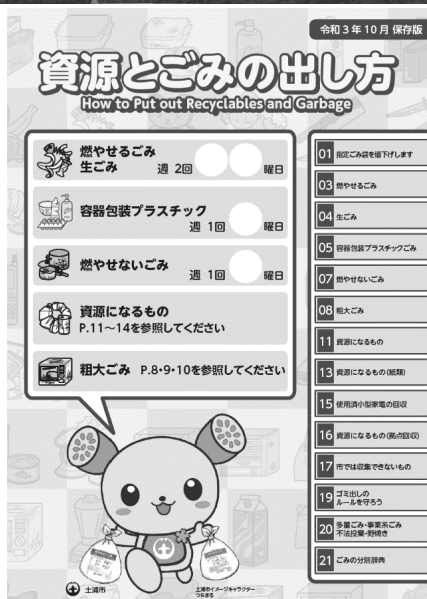
本市では平成14年9月に計画期間を10年間とする廃棄物処理の基本的方針である「土浦市ごみ処理基本計画」を策定し、その後、新たな廃棄物処理に関する社会情勢や国、県の動向を踏まえ、計画期間を平成24年度から令和3年度とした「第2次土浦市ごみ処理基本計画」を策定し、中間年度である平成28年度に改訂を行い、同計画に基づいた施策によって廃棄物の減量化や再資源化に積極的に取り組んできました。

しかし、土浦市における廃棄物の総排出量や焼却処理量、埋立処理量などは年々減少しているものの、同計画により設定したごみ減量化に向けた4つの数値目標には及ばず、さらに最終処分場の逼迫などの多くの課題が積み残されています。

このような背景や多様な課題に対応し、循環型社会の形成に資するごみ処理行政を推進するべく、今後のごみ処理の基本的な方針を定めた「第3次土浦市ごみ処理基本計画」を新たに策定するものです。

【計画期間】

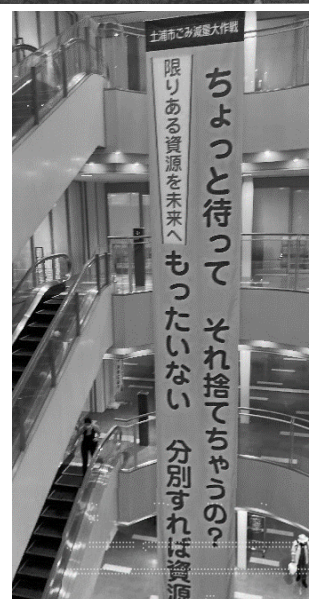
本計画期間は令和4(2022)年度から令和13(2031)年度の10年間とします。なお、令和8(2026)年度を中間目標年度とし、目標達成状況に係る評価・分析を行うとともに、計画の見直し(「後期計画」の策定)を行います。



ごみの分別に関する配布物



事業者向け
ごみ減量・リサイクルハンドブック



土浦市ごみ減量大作戦



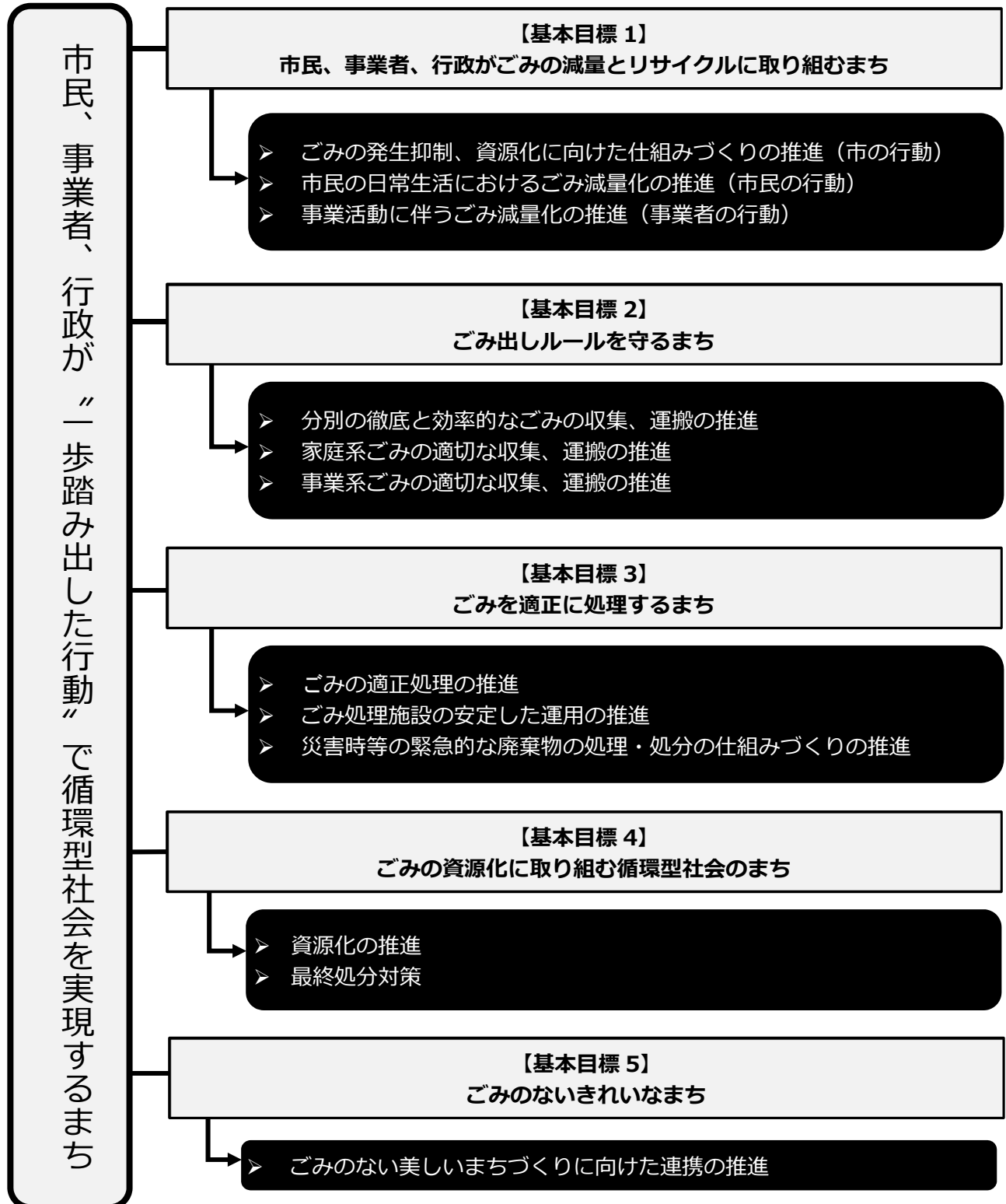
さわやか環境推進員研修会



市民、事業者、行政が“一歩踏み出した行動”で
循環型社会を実現するまち
つちうら

目指すべき本市の在り方を実現するための取り組み体系

「市民、事業者、行政が“一歩踏み出した行動”で循環型社会を実現するまち つちうら」を実現するための取り組み体系は以下のとおりとします。



基本目標を実現するための取り組み

基本目標を達成するために、以下の取り組みを推進します。

<p>【基本目標 1】 市民、事業者、行政がごみの減量と リサイクルに取り組むまち</p> <p>(1) ごみの発生抑制、資源化に向けた 仕組みづくりの推進 (市の行動) 行動 1: ごみ減量、リサイクルに関する意識啓発 行動 2: 事業者に対する減量化の助言・指導 行動 3: 使い捨て品の使用抑制、再生品の使用の促進 行動 4: グリーン購入の推進 行動 5: バイオマスタウンの推進 行動 6: 紙類の資源化の徹底 行動 7: 廃食用油の資源化 行動 8: 食品ロスの削減 行動 9: 子ども会廃品回収の継続 行動 10: 共同住宅対策の充実</p> <p>(2) 市民の日常生活におけるごみ減量化の推進 (市民の行動) 行動 1: 資源分別収集の推進 行動 2: 食品廃棄物の減量化 行動 3: 日常生活におけるごみ減量化 行動 4: 地域コミュニティを通じた取り組みの充実</p> <p>(3) 事業活動に伴うごみ減量化の推進 (事業者の行動) 行動 1: 事業系ごみの発生抑制、資源化の推進 行動 2: 食品廃棄物の利活用 行動 3: 紙類の発生抑制、資源化の推進 行動 4: 容器包装廃棄物の発生抑制、資源化の推進 行動 5: 資源物の分別徹底 行動 6: 長く使える、ごみの発生が少ない製品の開発 行動 7: 事業者間の協力 行動 8: 店頭回収等の実施</p>	<p>【基本目標 3】 ごみを適正に処理するまち</p> <p>(1) ごみの適正処理の推進 行動 1: 適正処理の推進 行動 2: ごみ収集・運搬体制の合理化、効率化の推進 行動 3: 市で収集しない適正処理困難物の適切な処理に 対する指導 行動 4: 医療廃棄物への対応強化</p> <p>(2) ごみ処理施設の安定した運用の推進 行動 1: 安全で安定した処理の継続 行動 2: 地球にやさしいエネルギー利用の推進</p> <p>(3) 災害時等の緊急的な廃棄物の処理・処分の 仕組みづくりの推進 行動 1: 災害時の処理体制の確保 行動 2: 感染症等の流行時における廃棄物処理体制の確保 行動 3: 倒壊家屋等の処理 行動 4: 県・市町村・民間事業者との協力</p>
<p>【基本目標 2】 ごみ出しルールを守るまち</p> <p>(1) 分別の徹底と効率的なごみの収集、運搬の推進 行動 1: 分別の徹底 行動 2: 収集・運搬体制</p> <p>(2) 家庭系ごみの適切な収集、運搬の推進 行動 1: 新たな分別区分の追加 行動 2: 収集形態の一部見直し 行動 3: 収集頻度の検討 行動 4: 市民サービスの向上 行動 5: 収集、運搬における地球温暖化対策への寄与 行動 6: ごみ集積場の維持・管理</p> <p>(3) 事業系ごみの適切な収集、運搬の推進 行動 1: 排出者責任の徹底 行動 2: 許可業者による収集と自己搬入</p>	<p>【基本目標 4】 ごみの資源化に取り組む循環型社会のまち</p> <p>(1) 資源化の推進 行動 1: 民間活用の推進 行動 2: 資源化の拡充</p> <p>(2) 最終処分対策 行動 1: 埋立処分量の削減 行動 2: 最終処分場の延命化と新たな最終処分方法の検討</p> <p>【基本目標 5】 ごみのないきれいなまち</p> <p>(1) ごみのない美しいまちづくりに向けた連携の推進 行動 1: 廃棄物減量等推進審議会、さわやか環境推進員の活用 行動 2: 環境美化の推進 行動 3: 対話交流の充実 行動 4: 不法投棄対策の強化</p>



土浦市イメージキャラクター つちまる

市の行動

- ごみ減量やリサイクルに関する意識啓発を図るため、ごみ問題を題材とした副読本を作成・配布し、学校における環境学習への支援を行います。
- 出前講座の開催や、多様な手法を用いた情報提供等により、啓発活動を推進します。
- 地域活動の核となる市民の育成を図り、地域における活動の活性化により、ごみの排出ルールの徹底を促進します。
- 多量排出事業者に対して、減量化・資源化等の計画策定及び提出をもとめ、計画の実施状況の把握と助言・指導を行います。
- 清掃センターにおける事業系ごみの展開検査を定期的実施し、事業系一般廃棄物搬入時には、中身が見える袋等に入れて搬入するよう徹底します。
- 事業者に対して、使い捨て品の使用抑制や再生品の使用を促進します。
- 生ごみ処理容器等の購入費補助制度の利用を促進します。
- 食品ロスの削減に向けた学習機会を設け、市民、事業者と連携して行える減量化の方策を検討します。
- 子ども会が実施する廃品回収を継続します。
- 共同住宅等の管理者、経営者、居住者に対し、ごみの分別や排出ルールについて指導します。

- 資源化を推進するため、市が行っている資源の町内分別収集に積極的に協力します。
- 生ごみ、容器包装プラスチックの分別を徹底します。
- 資源化の推進、環境教育の観点から、町内の子ども会が行っている紙類、古布、スチール・アルミ缶、ビン類の廃品回収に積極的に参加します。
- 食の大切さを改めて認識し、食品ロスの削減を図ります。
- 生ごみ処理容器等を用いた自家処理や、生ごみ分別収集によるリサイクルに積極的に取り組むとともに、生ごみの水切り等の排出時の衛生面にも配慮した排出に努めます。
- 買い物時にはマイバッグを使用し、過剰包装を断ります。
- 使い捨て商品の使用抑制と、再生品の選択、使用に努め、リユースを心掛けます。
- 家電リサイクル法対象品目を廃棄する際、家電リサイクル法に基づく適切な回収ルートを利用します。
- ごみ減量に関する情報の収集に努めます。
- ごみに関する環境学習やボランティア活動に参加します。



市民の行動

- ごみの発生抑制を推進するため、資源回収業者、再生事業者、リサイクル関連法に基づく社会的リサイクルシステム等を活用します。
- 食品リサイクル法を遵守し、生ごみ等の食品リサイクルに取り組みます。
- 飲食店における調理の工夫や客への呼びかけにより、食品ロスの削減に積極的に取り組みます。
- 古紙回収業者等を活用して紙類の発生抑制、資源化を推進します。
- 過剰包装を抑制し、再使用・再生利用できる素材、形状の包装を採用します。
- 環境にやさしい商品の販売、レジ袋削減等、ごみ減量化・リサイクル活動に取り組む小売店舗は、エコ・ショップ制度に積極的に参加し、自らの活動のPRと市民への啓発に取り組みます。
- 事業系ごみを排出する際には、分別区分や排出方法を遵守し、資源物とごみの分別を徹底します。
- 長期使用が可能な製品等の開発、修理体制の確保等、廃棄物の発生抑制に必要な措置を講ずるよう努めます。
- ゼロエミッションを目指して事業者間での不用資材や再生資源等の相互利用を図るためのネットワークの構築に努めます。
- 店舗や事業所の空きスペースを紙類、古布、缶、ビン類の店頭回収の活動拠点として活用を図ります。



事業者の行動

基本目標を達成するための数値目標

本計画に基づき市民、事業者、行政がそれぞれの役割を果たすことにより、次に示す数値目標の達成を目指します。

【減量化目標】

令和2年度におけるごみ排出量原単位 960g/人・日を令和13年度までに 863g/人・日（約10%減）とすることを目標とします。

【資源化目標】

令和2年度におけるリサイクル率 21.4%を令和13年度までに 31.4%(10ポイント増)とすることを目標とします。

【焼却処理量の削減目標】

令和2年度におけるごみ焼却処理量 38,798t を令和13年度までに 31,155t（19.7%減）とすることを目標とします。

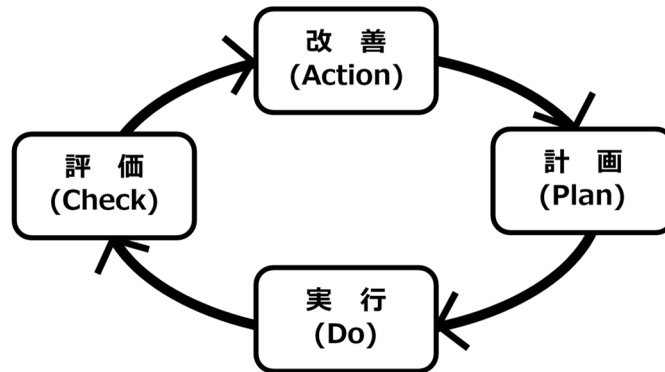
【最終処分量の削減目標】

令和2年度における最終処分量 6,290t を令和13年度までに 4,855t（22.8%減）とすることを目標とします。

項目	実績		見通し		見通し	
	基準年度	令和2年度	中間年度	令和8年度	目標年度	令和13年度
人口(人)		142,074		132,285		128,077
排出量(t/年)		49,762		44,790		40,461
1人1日ごみ排出量原単位 (g/人・日)		960		928		863
	基準年度比			-3.3%		-10.1%
家庭系原単位(g/人・日)		667		640		604
事業系原単位(g/人・日)		293		288		259
リサイクル率(%)		21.4		26.5		31.4
	基準年度からの増加			5.1ポイント		10ポイント
焼却処理量(t/年)		38,798		34,488		31,155
	基準年度比			-11.1%		-19.7%
最終処分量(t/年)		6,290		5,375		4,855
	基準年度比			-14.5%		-22.8%

計画の進行管理

計画の進行管理にあたっては、計画内容を着実に実施するとともに、継続的な改善を図っていくために、PDCA サイクル（P（Plan：計画立案）→D（Do：実施）→C（Check：点検・評価）→A（Action：見直し））の考え方により、進行管理を行っていきます。



進行管理体制

土浦市廃棄物減量等推進審議会を中心とした管理体制により、進行状況の把握や評価を行います。

進行状況の評価・公表

（１）進行状況の評価

計画の進行状況进行评估するため、基本計画に基づく具体的な施策の実施状況や数値目標の達成状況等をまとめ、土浦市廃棄物減量等推進審議会にて報告し、課題をまとめます。

（２）進行状況の公表

整理された現状と課題については、広報紙や市ホームページ等により市民や事業者公表します。

SDGs への貢献

本計画の推進は、SDGs（持続可能な開発目標）への貢献にも繋がります。本計画では、SDGs の 17 分野の目標のうち、以下の 4 つの目標への貢献も視野に入れて推進します。



第3次土浦市ごみ処理基本計画 概要版

令和4年3月発行

-
- 発行 土浦市
 - 編集 市民生活部環境衛生課
- 〒300-8686 土浦市大和町9番1号
TEL 029-826-1111 (代表)
FAX 029-826-1147
E-mail gomitai@city.tsuchiura.lg.jp